# 兵庫県公報

平成26年3月31日 月曜日 第19号外

# 発 行 人 兵 庫 県 神戸市中央区下山手通 5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

県議会訓令	^° -ジ
兵庫県議会事務局組織規程の一部を改正する訓令	1
兵庫県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令 兵庫県議会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令 	2

## 県 議 会 訓 令

#### 兵庫県議会訓令第1号

議会事務局

兵庫県議会事務局組織規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成26年3月31日

兵庫県議会議長 石 堂 則 本

兵庫県議会事務局組織規程の一部を改正する訓令

兵庫県議会事務局組織規程(昭和41年兵庫県議会訓令第1号)の一部を次のように改正する。 第2条を次のように改める。

第2条 事務局に、次の表に掲げる課を置き、課に班を置く。

課名	班名
総務課	秘書班 総務班 経理班
議事課	議事班 委員会・記録班
調査課	調査第1班 調査第2班 調査第3班 政策法務班

2 次の表の左欄に掲げる課に、同表の中欄に定める室を置き、当該室に、同表の右欄に定める班を置く。

課名	室名	班名
調査課	図書室	図書・広報班

第5条中「調査課は、」の右に「次項に定める事務のほか、」を加える。 第5条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。 第5条に次の1項を加える。

- 2 図書室は、次の事務を掌理する。
  - (1) 図書及び資料の収集、保管に関すること。
  - (2) 図書及び資料の閲覧、貸出しに関すること。
  - (3) 議会史編さんに関すること。
  - (4) 議会広報及び広聴に関すること。
  - (5) その他図書及び資料等に関すること。

第11条中「第9条」を「第7条」に改める。

第6条及び第7条を削り、第8条を第6条とし、第9条を第7条とし、第10条から第13条までを2条ずつ繰り上げる。

別表1主幹の項から係長の項までを次のように改める。

班長	課又は室	上司の命を受け、課又は室の事務のうち、班の事務を掌理し、又は担任 事務を処理する。
主幹	課又は室	上司の命を受け、課又は室の事務のうち、担任事務について、上司の職 務を補佐するとともに、当該事務を処理する。

別表1主査の項職務の欄及び主任の項職務の欄中「主幹、課長補佐、係長」を「班長、主幹」に改める。 附 則

^^^^^

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

### 兵庫県議会訓令第2号

議会事務局

兵庫県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成26年3月31日

兵庫県議会議長 石 堂 則 本

兵庫県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令

兵庫県議会事務局処務規程(昭和50年兵庫県議会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「係」を「班」に改める。

第4条の見出し中「主幹」を「班長」に改める。

第4条及び第11条中「主幹又は係長」を「班長又は主幹」に改める。

附則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

兵庫県議会訓令第3号

議会事務局

兵庫県議会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年3月31日

兵庫県議会議長 石 堂 則 本

兵庫県議会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令

兵庫県議会事務局文書管理規程(平成14年兵庫県議会訓令第1号)の一部を次のように改正する。 第7条中「主幹、課長補佐若しくは係長」を「班長若しくは主幹」に、「主幹等」を「班長等」に改める。 第8条中「主幹等」を「班長等」に改める。

様式第3号中「係長」を「班長」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。